

【第3回】

不動産特定共同事業法 スキームの具体的な組成方法②

連載スケジュール	第1回	不動産クラウドファンディング組成のスタートライン	2023年8月1日号(No.1684)
	第2回	不動産特定共同事業法スキームの具体的な組成方法①	2023年8月10日号(No.1685)
	第3回	不動産特定共同事業法スキームの具体的な組成方法②	2023年9月10日号(No.1687)
	第4回	不動産セキュリティ・トークン	2023年9月20日号(No.1688)

この記事のエッセンス

- 不動産特定共同事業の遂行にあたっては、投資家保護の観点から事業者自身の財務情報の開示や、事業参加者の求めに応じた財務状況等の説明、定期的な財務報告等が必要となる。
- 特に投資家への報告については、投資家側における税務会計上の論点、実務的な取扱いにも配慮して行うことが望ましい。これらの開示や情報提供、各種義務などに着目し、事業者における税務会計上の留意点について確認する。

(株)さくら総合事務所
税理士

渡邊 美由紀

(株)さくら総合事務所
公認会計士・税理士

野田 健

第2回に引き続き、不動産特定共同事業者および、不動産特定共同事業法(以下、「不特法」という)により組成されるスキームに関する論点のうち、会計税務上の論点について解説する。

不動産特定共同事業者 の会計税務上の論点

(1) 不動産特定共同事業者としての財政状態の開示

不特法では投資家保護の観点から、出資を募り事業を行う不動産特定共同事業(以下、「不特事業」という)者に対し厳しい許可要件を置いており、ここに事業者自身の財務状態の開示も含まれる。

不特事業の許可申請書には、独立した公認会計士または監査法人による監査を受けた直前3年の各事業年度の貸借対照表および損益計算書を添付することが求められている(不動産特定共同事業法施行規則(以下、「不特規」という)8②)。また許可取得後も投資家および行政による継続したモニタリングを可能とするため、原則として監査済財務諸表を添付した事業報告書の定期的な提出

が必要となる(不特規57②)。

さらに、電子取引業務を行う不特法事業者等は、電子取引業務およびこれに係る不特法事業を行う期間中、投資家の判断に重要な影響を与える事項について、自らのホームページ等において投資家が閲覧できる状態に置く必要がある(不特規55)、貸借対照表および損益計算書の要旨(不特規43①六)、財産の管理に関する事項(同項二十三)、対象不動産(同項十六、十八)や出資にかかる事項(同項二十)など、事業者自身の財務状況や、事業に関する情報等の開示も義務づけられている(「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン(以下、「電子取引ガイドライン」という)10「重要事項の閲覧」)。

(1) ただし、小規模不動産特定共同事業者(以下、「小規模不特事業者」という)については届出時の添付書類は監査を行わない直近2年の財務諸表で足り(不特規61②)、また通常の事業年度においても監査は要請されていない(不特規72)。また、適格特例投資家限定事業(投資家が適格特例投資家、いわゆるスーパープロのみである事業をいう。詳細は第2回を参照のこと)を行う場合にも財務諸表の監査は不要である。

(2) 匿名組合員は、商法59条によっても、営業年度の終了時において、営業者の営業時間内に、営業者の貸借対照表の閲覧または謄写を請求し、または営業者の業務および財産の状況を検査することができる。

(2) 投資家財産の分別管理

投資家保護のための重要な概念として、財産の分別管理が挙げられる。

(図表1) 計算書類様式

	貸借対照表	損益計算書	損益分配計算書	資金収支計算書	償却明細	販売費及び一般管理費内訳書
任意組合	○	○	○	○	○	○
匿名組合	○	○	○	△	注	○

○はおおむね添付されるもの
 △はケースバイケース
 (注) 通常は営業者の減価償却明細の一部となる。
 (出所) さくら総合事務所

不特法27条では事務手続上、執行事業者と投資家の財産を区分することを求めている。

具体的な分別管理の方法は、不特法56条で不特法32条の帳簿により分別すべき旨が定められている。不特法32条の帳簿は「業務に関する帳簿書類」であり、これは主務省令で定めるところにより作成することとなるが、次の5つの資料が実質的な内容となる。

- ・不特法24条、25条、26条の書類(契約成立前、成立時、解除時の交付書類)

- ・不特法28条の「財産管理報告書」
- ・事業損益の明細
- ・事業財産の明細
- ・出資財産の明細

このうち、投資家に対し交付する「財産管理報告書」が不特事業における通常の会計報告を指すことになる。

(3) 財産管理報告書

不特法28条「財産管理報告書の交付」において、不特事業者は、事業に係る財産の管理の状況について、事業参加者の求めに応じた説明義務と、定期的な報告書の交付が義務づけられている。この報告書の様式については詳細な定めはなく、実務上はそのスキーム類型に応じた様式の計算書類を作成交付することとなっている。具体的には図表1のような計算書類様式を添付している例が多い。もちろん、このような計算書類が強制されているわけではないが、結局、これらの情報が投資家に届かないと損益をパススルーされた投資家が決算あるいは税務申告で処理が難しくなることが考えられ、財産管理報告書は投資家側での損益の取込みに配慮した内容での報告が求められている。

(4) 財産管理報告書を電磁的方法で提供する場合の留意点

不特事業者は、電子取引ガイドラインに従い、財産管理報告書を電磁的方法により提供することも可能である。ただし、その提供が可能な体制であり、かつ財産管理報告書の電磁的提供について事業参加者の承諾を得ている必要がある。また、この提供を外部委託する場合には、委託者に財産管理報告書に記載すべき事項に係るデータの提供が義務づけられ、かつ、許可を受けた事業者が、これらの事項につき、各事業参加者専用の画面において事業参加者の閲覧に供すべきこととされている(不特規54四、「電子取引業務ガイドライン」9「定期的な情報提供」)。

任意組合スキームの留意点

(1) 法人税法・所得税法の取扱い

任意組合は、法人税法上、原則として課税客体とはならないため、任意組合の活動により生じた所得に関して任意組合自体に法人税が課税さ

れない。任意組合が事業を営むことにより発生した利益または損失については、組合の構成員である組合員に直接帰属する、いわゆる、パススルー課税となる。組合財産は総組合員の共有に属する(民法668)ため、原則として、その組合財産から生じる損益は組合事業の計算期間の定めにかかわらず、発生の都度、各組合員に帰属すべきものとなる。ただし、組合員が法人である場合、その組合事業にかかる損益が、毎年1回以上一定の時期に計算されており、かつ、その法人組合員にその発生後1年以内に帰属している場合には、その組合事業の計算期間を基礎として計算した損益額を、その計算期間終了日の属する法人組合員の事業年度において認識するとされており(法基通14-1-1の2)、実務上はこの取扱いに拠るところが多い。また、個人組合員への利益の帰属時期についてもおおむね同様の定めが置かれている(所基通共36-37-19の2)。

法人が採用する組合損益を取り込む会計処理方法は、①ネットネット法(貸借対照表項目は出資金勘定単独で、損益計算書項目は受取配当金勘定単独で、それぞれ組合財産および組合損益を組合員の決算に取り込

(図表2) 税法上の取扱い

	税法の規定の適用	ネットネット法	グロスネット法	グロスグロス法
法人税法	受取配当等の益金不算入	×	○	○
	所得税額の控除	×	○	○
	引当金繰入	×	×	○
	準備金積立	×	×	○
	寄附金の損金不算入	○	○	○
	交際費等の損金不算入	○	○	○
所得税法*	非課税所得	(×)	(○)	○
	引当金繰入	(×)	(×)	○
	準備金積立	(×)	(×)	○
	配当控除	(×)	(○)	○
	源泉徴収税額の控除	(×)	(○)	○

* 所得税法においては、グロスグロス法が原則である。
(出所) さくら総合事務所

む方法)、②グロスネット法(貸借対照表項目は出資金勘定単独で、損益計算書項目は組合決算における各勘定を自己の分配割合で配分して、それぞれ組合財産および組合損益を組合員の決算に取り込む方法)、③グロスグロス法(貸借対照表項目、損益計算書項目ともに、組合決算における各勘定を自己の分配割合で配分して、それぞれ組合財産および組合損益を組合員の決算に取り込む方法)の3種類が認められている。採用した会計処理方法により税法上の

取扱いは異なることになり、具体的には図表2のとおりとなる。図表2のとおり、組合で生じた損益を組合員の決算書上でもより忠実に表現するグロスグロス法が最も税務上優遇されており、最も簡便な会計処理であるネットネット法では、優遇規定は適用がないものの寄附金や交際費の不算入の調整を行う必要があるため、最も税務上の恩典を受けられない会計処理方法となっている。なお、2012年8月30日以降締

結される組合契約により成立する任意組合(投資事業有限責任組合および有限責任事業組合を含む)については、個人組合員の所得計算方法として原則グロスグロス法しか採れない。ネットネット法では分離課税と総合課税の損益通算といったことが原則不可能となる。これは、2011年8月4日付け東京高等裁判所の判決を受け、グロスグロス法により計算することが困難であると認められる場合にのみ他の2法が適用可能とする前提条件が追加されたという経緯があり、2012年8月30日より前に組合契約により成立した契約に基づく組合事業に係る所得の計算方法については、従前どおり継続してネットネット法またはグロスネット法により計算している場合には、その計算方法で計算することができる。グロスグロス法により計算することが困難であると認められる場合は、所基通36・37共―20の注書きでは、組合事業の損益額の報告状況、組合事業への関与状況等からみて、組合員において組合事業に係る収支や資産負債等を明らかにできない場合が該当するとされている。「有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書」(所法27の2)の提出義務のある投資事業有限責任組合および有限責任事業組合および不特規56条で不特法32条の帳簿により財産の分別管理が求められる任意組合については、グロスグロス法によらざるを得ない場合が多いだろう。

なお、法人組合員については通達の改正はされておらず、継続適用を条件にグロスネット法とネットネット法を採り得る。

(2) 源泉徴収義務、および支払調書・合計表の提出義務

任意組合契約等に基づく利益の分配は原則として源泉徴収の対象とならない。ただし、国内の恒久的施設(PE)とみなされる組合が、非居住者等である組合員に支払う利益の分配については、源泉徴収義務が生じる。また利益の分配につき支払を受ける者の各人別に、支払の明細を記載した支払調書・支払調書合計表をその支払確定日の属する年の翌年の1月31日までに税務署長に提出しなければならない(所法225①八)。

(3) 特定組合員の損失計上の制限

以上が、任意組合に関する法人税および所得税の原則的な取扱いであ

るが、任意組合の組合員が特定組合員と呼ばれる、組合事業に関する業務執行等に関与しておらず、実質的に組合事業に関する責任の限度が自己が出資した組合財産に限定されているような組合員である場合については、法人税関係(措法67の12)では、特定組合員につき、責任限度を超えて「組合等損失超過額」は損金計上できないほか、たとえば賃料が確定している、組合終了時の財産の売却額が確定している場合等、組合事業が実質的に欠損とならない場合は、その組合損失の全額を損金算入できない。

個人である特定組合員は、申告所得税関係(措法41の4の2)でも、不動産所得である組合事業の損失が生じた場合、その損失はなかったものとされる。他の組合事業や不動産事業その他の所得との通算はできない。通常、不特事業の任意組合に投資をする投資家は特定組合員に該当することが一般的である。

(4) 消費税の取扱い

消費税については、任意組合に属する資産の譲渡および課税仕入れ等に関する、任意組合の構成員が組合契約に定める分配割合または出資割合

に応じて、それぞれ資産の譲渡および課税仕入れ等を行ったものと考えられるため、それぞれの分配割合または出資割合に応じて認識する必要がある(消基通1-3-1)。組合員は、次に述べる適格請求書(以下、「インボイス」という)の交付義務(新消法57の4①)を考慮すると、これまでに述べた法人税、所得税および消費税の取扱いに適切に対応するだけでなく、インボイス発行および保管を行えるよう事業者が情報を提供することを求める必要がある。事業者側は、あらかじめこれらの要求に対応することになる。

インボイスの発行に関しては、任意組合が事業として行う課税資産の譲渡等については、当該任意組合の組合員すべてが適格請求書発行事業者であり、業務執行組合員が、納税地を所轄する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出した場合に限り、インボイスを交付することができる(新消法57の6②、インボイスQ&A問50、問71)。この場合、任意組合のいずれかの組合員がインボイスを交付することができ、その写しの保存は、インボイスを交付した組合員が行うことになる。な

お、(i)適格請求書発行事業者でない新たな組合員を加入させた場合、(ii)当該任意組合の組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなった場合のいずれかの事象が生じた場合は、これらに該当することとなった日以後の取引について組合事業としてのインボイスを交付することができなくなる。

また、任意組合の共同事業として課税仕入れを行った場合に、執行組合員が課税仕入れの名義人となっている等の事由により各構成員の持分に応じたインボイスの交付を受けることができないときにおいて、執行組合員が仕入先から交付を受けたインボイスのコピーに各構成員の出資金等の割合に応じた課税仕入れに係る対価の額の配分内容を記載したものは、その他の構成員における仕入税額控除のために保存が必要な請求書等に該当するものとして取り扱われる。その保存をもって、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすことになる。任意組合の構成員に交付するインボイスのコピーが大量となる等の事情により、立替払を行った執行組合員が、コピーを交付することが困難なときは、執行組合員が仕入先から交付を受けたイン

ボイスを保存し、精算書を交付することにより、その他の組合員は(立替えを受けた構成員の負担額が記載されている)精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができる。(インボイス通達4-2(改正後の消基通11-6-2)、インボイスQ&A問91)。

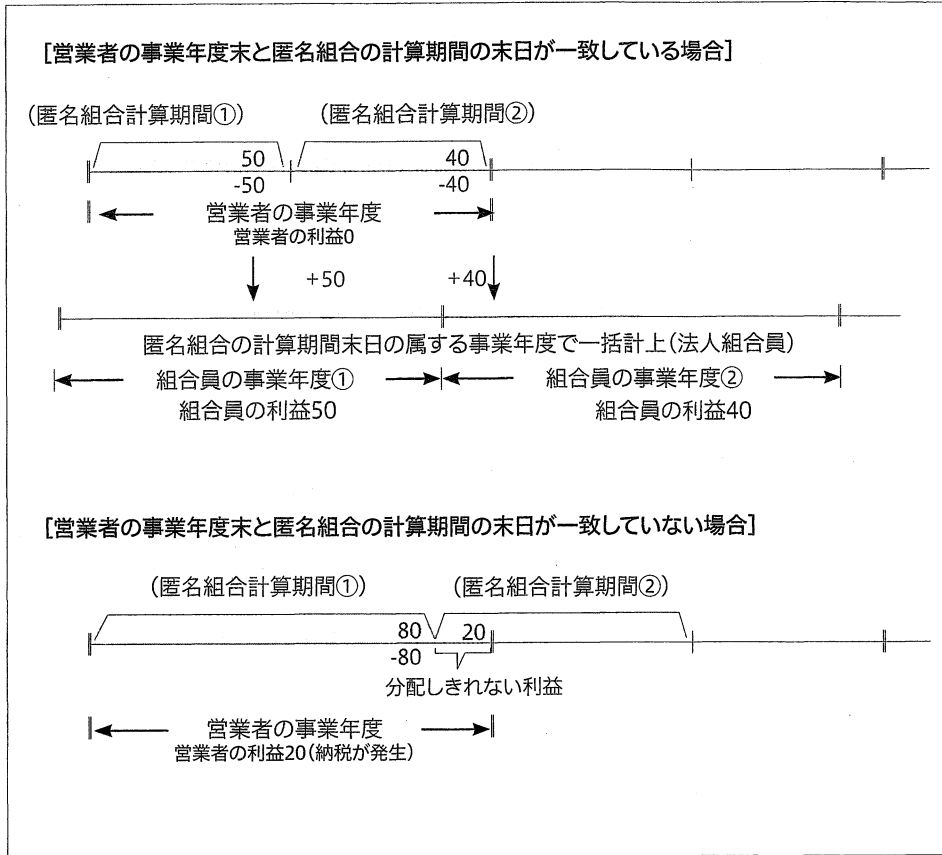
匿名組合スキームの留意点

(1) 匿名組合の利益分配

匿名組合に関する事業は営業者が行うこととなるため、匿名組合事業で発生した収益および費用は営業者において純損益を計算することになる。また、当該計算により発生した利益の額または損失の額を匿名組合契約により分配した場合には、当該分配した利益の額は営業者においては損金として取り扱われ、分配した損失の額については、営業者においては益金として取り扱われることになる。

このとき、営業者の事業年度と匿名組合の計算期間がずれていると、分配しきれない利益が営業者に残り、営業者において課税を受けるこ

(図表3) 営業者・匿名組合・匿名組合員の利益帰属の相関関係



となるため、留意が必要である(図表3を参照)。なお、匿名組合員はその計算期間に生じた損益のすべてを一括して認識するため、組合員の事業年度と匿名組合の計算期間が相違していてもパススルー性への影響はない。

組合員側での会計処理は、前述の任意組合員の会計処理の種類のうち、ネットネット法のみが認められており、組合員側での法人税法、所得税法に関する優遇措置の適用はない。交際費や寄附金の損金不算入に関する調整は営業者側で行うことになるため、これらの費用が生じた場

合には納税額を割り戻した金額を金銭の分配額から控除し、営業者に納税額を留保する等の対応が必要となる⁽³⁾。

⁽³⁾ なお、通常、第1号事業の場合には不特法事業者が営業者となり、特例事業においてはSPCが営業者となる。

(2) 源泉徴収義務、および支払調査・合計表の提出義務

匿名組合契約等に基づく利益の分配は20・42% (特別復興所得税を含む)の税率による源泉徴収の対象となり、営業者はその源泉徴収義務者となる。また利益の分配につき支払を受ける者の各人別に、支払の明細を記載した支払調査・支払調査合計表をその支払確定日の属する年の翌年の1月31日までに税務署長に提出しなければならない(所法225①三)。

なお、PEを持たない外国法人および非居住者への匿名組合利益の分配は源泉徴収のみで課税関係が終了する源泉分離課税となる(所法169、170)。PEを有する外国法人および非居住者の場合は、他の国内源泉所得とあわせ申告が必要となるが、PEにおいて損失が生じている場合には源泉徴収所得税について還付を受ける機会が生じる。また源泉徴収を

受けるのは損益の分配時ではなく金銭の分配(送金)時であるため、金銭は留保して国内不動産への再投資に充てるというスキームも可能である。

(3) 消費税の申告およびインボイス対応

消費税に関しては、匿名組合の事業に関する資産の譲渡等または課税仕入れ等については、営業者が単独で行ったものとして取り扱われるため、営業者において認識することとなる(消費通1-3-2)。インボイス対応についても営業者が単体で行うこととなるため、任意組合の場合と異なり、インボイス発行にあたり匿名組合員が課税事業者であるかの確認等は不要であり、また匿名組合員に対し、消費税申告に関する情報の提供を行う必要も通常はない。

**(特殊)手持ち資産を
組み入れた時の
税務・
会計処理**

匿名組合スキームにおいて特例事業を行う場合、SPCへ事業者の手持ち資産を組み入れるために事業者がSPCへ不動産等を譲渡した場

合、事業者の会計処理は、会計制度委員会報告15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針(以下、「不動産実務指針」という)に準拠することになる。

具体的には、事業者にとって当該不動産のSPCへの譲渡が、会計上の売却取引とみなされるためには、当該不動産が法的に譲渡されていることおよび資金が譲渡人に流入していることを前提に、譲渡不動産のリスクと経済価値のほとんどすべてがSPCに移転した場合に、当該譲渡不動産の消滅を認識する方法、すなわち、リスク・経済価値アプローチによって判断することになる。そして、譲渡不動産のリスクと経済価値の移転の程度の判断に関し、不動産実務指針に詳細な指針が示されている。

一方、第2回で述べた第1号事業を行った場合には、営業者の匿名組合への不動産の譲渡取引は、所有権の異動がない営業者と匿名組合との内部取引になるため、前記のリスク・経済価値アプローチによって判断した場合、リスクと経済価値のほとんどすべてが匿名組合に移転したことにはならず、譲渡不動産の消滅を認

識することはできない。

したがって、譲渡不動産に関する含み益は実現せず、当該不動産の譲渡取引により会計上収益計上することはできない。また、当該取引は消費税法上の課税資産の譲渡とはならないため、消費税も発生しないことになる。

しかし、組入れ時点までの含み益は、すでに営業者等(ただし、すでに先行して同一事業に投資している匿名組合契約がある場合にはその匿名組合員等も含む)に帰属しているものと考えられる。そこで、匿名組合の分配損益計算のもととなる匿名組合事業の財産としての不動産の価値は、本来は組入れ時までの含み益を含む時価で認識させることが妥当である。合理的な対価性があり、当事者間の合意があれば、減価償却を基準とする損益計算ではなく時価法等に基づき分配を行う方法や、売上だけを基準に分配する等の方法も検討し得る⁽⁴⁾(逆に時価と簿価が大きく乖離しているときに、簿価を投資額とする条件設定をしている場合には、営業者と匿名組合員の間で寄附贈与の問題が生じ得る)。

組合員は事業からの分配額を純額で受け入れるため、組合員側での減

価償却費の計上額は契約上の分配金の計算方法の一部に過ぎない。ただし、SPCを用いたレバレッジド・リース等で匿名組合組成時に時価で取得した資産に対して投資する匿名組合事業(つまり、資産の含み損益はない)の場合には、営業者の固有の会計に基づいて分配損益を計算する例が多く⁽⁵⁾、仮に税務上の所得計算と異なる場合には、営業者段階での課税を避けるために一時差異の場合には税務上の所得を分配するという契約条件となっている場合が多い⁽⁶⁾。

(4) 上場不動産会社が賃料売上に適切な経費率を控除して分配する優先匿名組合出資を公募した例等がある。
 (5) 匿名組合契約に係る損失の計上時期についての判決(平4・9・16、裁判事例集No.44, 217頁。レバレッジド・リースを利用した航空機リースへの匿名組合出資により、多額の減価償却費を早期に組合員に分配する節税スキームにおいて、減価償却費の計上額は営業者の資産簿価に基づいて計算した確定損益に拠るべきものと判断が行われたものがある。)のようなスキームでは、リース事業協会の自主規制ルール(のちに個別通達として改めて規定された)に則り、減価償却費の計算は営業者の資産簿価に基づき一定の制約下で計上することが国税庁と同意されており、当事業においてはこれを逸脱した点が問題視されたものと考えられる(参考書籍として、舟橋克剛「レバレッジド・リース・日本型」1995年9月12日、金融財政事情研究会)。

(6) 本事業に係る本利益または本損失は、営業者が自己の基準として採用する日本の会計原則に従って計算され、営業者の法人税法上の所得計算に就いて本事業に係る損益について申告調整を行う項目(営業者の法人税申告期限後に判明したものを含む)に関しては、営業者は本匿名組合員にその項目および金額を通知し、本匿名組合員は当該申告調整金額を負担するとの条件や事後的に判明した正しい損益当初より分配したものと同等の契約条件とする人が多い。また、損益の分配と金銭の分配の計算方法が別途定められている。なお、平成17年12月26日に改正される前の法人税基本通達14-11-13にあった注)が、改正において削除された。この注の削除の意味は、任意組合のネットネット

ト法における税務否認金(交際費・寄附金の取扱いを匿名組合に準用するのを止めた)だけで、匿名組合では出資者である組合員に分配することは従前どおり可能であるとも考えられる。しかし、実務では税務リスクを考え、営業者に生ずる税負担を考え、社外流出項目については営業者での否認額を実効税率で除した額を控除した額を分配する定めを置くことが多い。

【参考文献】
 不特法の改正(<https://www.rhmjapan.com/content/files/00027498/STRUCTUREDFINANCEBULLETIN20170906.pdf>)

渡邊 美由紀(わたなべ・みゆき)
 ㈱さくら総合事務所
 税理士
 2006年さくら総合事務所入所。不動産証券化および個人・法人に関する税務に幅広く携わる。著作として『これならわかる 新しい事業承継の税務と対策』(共著、日本実業出版社、2019年)、『ケーススタディでつかむ 不動産の相続対策と税務—小規模宅地特例・個人版事業承継税制の活用のポイント—』(共著、第一法規、2020年)、『事業再生と財産評定の実務』(共著、商事法務、2023年)。

野田 健(のだ・たけし)
 ㈱さくら総合事務所
 公認会計士・税理士
 2022年、㈱さくら総合事務所入所。中央青山監査法人、三菱UFJ証券(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券)、SBIホールディングス(株)、外務省、東京国税局等を経て現職。
 会計監査、IPO支援・IFRS対応支援・金融商品のレビュー等に関する会計関連アドバイザー、引受審査、金融リスク管理、内部監査、税務調査等、会計に関する幅広い業務から、株価算定、事業計画の策定、各種企業価値評価のシミュレーション、事業再生に関する会計税務や財産評定の実務まで、幅広く携わる。

国税庁、インボイス制度開始に伴う改正消基通、公表

会計・税務・法務・経営企画のニュースと解説

2023

旬刊 経理情報

9/10

昭和48年10月5日 第3種郵便物認可
毎月3回1日・10日・20日発行
ISSN 0914-3920

通巻No.1687
令和5年9月10日発行

全体像と公開草案からの変更点を確認

国際サステナビリティ 開示基準のポイント



Tokyo Stock
Exchange
時事解説

排出量取引制度の本格的稼働へ
カーボン・クレジット市場開設の背景と制度の概要

●当局解説

経済産業省が7月18日に公表

「サステナビリティ関連データの効率的な収集及び戦略的活用に関する報告書(中間整理)」の解説

●実務解説

主要企業へのアンケート結果からの示唆とは

日本企業における GBS の現実と課題

●連載

不動産クラウドファンディングの実務

【第3回】不動産特定共同事業法スキームの具体的組成方法②

news	会計	パーシャルスピノフの会計処理に関する基準の適用時期、経過措置を検討/ASBJ、企業結合専門委
	会計	グローバル・ミニマム課税に関する表示・開示、検討/ASBJ、税効果会計専門委
	会計	金融商品の開示に関する個別論点、検討/ASBJ、金融商品専門委

中央経済社

全体像と公開草案からの変更点を確認

国際サステナビリティ 開示基準のポイント

有限責任監査法人トーマツ 公認会計士

岩崎 伸哉 / 小林 永明 / 黒崎 進之介

基準公表後の動きにも注意

第1章	国際サステナビリティ開示基準の全体像	12
-----	--------------------	----

テーマ別基準書と一体として機能

第2章	全般的な要求事項に関するIFRS S1号の概要	16
-----	-------------------------	----

GHG、気候レジリエンス等が変更

第3章	気候関連開示に関するIFRS S2号の概要	20
-----	-----------------------	----

連載	不動産クラウドファンディングの実務	46
----	-------------------	----

【第3回】不動産特定共同事業法スキームの具体的組成方法②

渡邊 美由紀(㈱さくら総合事務所 税理士)

野田 健(㈱さくら総合事務所 公認会計士・税理士)

ビジネス実務相談室

経理	◆ 国債等債券へのヘッジ会計の適用	53
----	-------------------	----

経営	◆ 紙取引が減らない請求書受領・チェックの効率化	54
----	--------------------------	----